

○防衛省告示第七十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一条の規定により、漁船の操業を制限又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定めた告示（昭和三十六年総理府告示第九号）の一部を次のように改正したので、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律施行規則（昭和二十七年総理府令第四十一号）第一条の規定により、告示する。

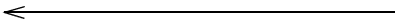
令和六年三月二十六日

防衛大臣 木原 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



備考 表中の「」の記載は注記である。	別表				改正後			
	[略]	区域の名称 インド ・イン ア水 縄県 島東 南方 沖)	[略]	制限又は禁止区域	[略]	[略]	条件	[略]
備考 表中の「」の記載は注記である。	別表				改正前			
	[同上]	区域の名称 インド ・イン ア水 縄県 島東 南方 沖)	[同上]	制限又は禁止区域	[同上]	[同上]	条件	[同上]



附 則

この告示は、令和六年五月十六日から施行する。